

- 巻頭言
- 基準協会の動き
- 論説 1 認証評価の成果
- 論説 2 ALO を経験して



巻頭言

一般財団法人大学・短期大学基準協会 理事
短期大学認証評価委員会 委員長
(志学館大学・鹿児島女子短期大学 理事長)

志 賀 啓 一

令和4年6月に大学・短期大学基準協会の短期大学認証評価委員会委員長を拝命することとなりました。昨年度の認証評価においては、年度の途中に役職交代をいたしました。多くの皆様に支えられ、なんとか評価を終えることができました。ご指導いただきました原田理事長、関口顧問をはじめとする役員及び認証評価委員会委員の皆様、またさまざまなご準備をいただきました事務局の皆様に、心より感謝申し上げます。

さて、認証評価も第3評価期間が終盤にさしかかり、第4評価期間へ向けては、現在タスクフォースを組織し、評価基準及び観点の見直しを進めているところであります。それ以前から、令和元年時の私立学校法改正において、学校法人は認証評価結果を踏まえた中期的な計画の策定が義務付けられることとなり、今後ますます認証評価の重要性は増していくものと予想されます。昨年度の大学設置基準等の改正、さらには令和7年度より適用される私立学校法改正に対応しながらも、学習成果を基軸とし、

国際通用性を重視した教育の質保証という本協会の評価の特色を堅持してまいります。

関連して、令和2年1月に中央教育審議会大学分科会よりとりまとめられた「教学マネジメント指針」においては、高等教育機関の内部質保証の確立について言及され、認証評価機関に対してもこの指針を踏まえた質保証の情報等を確認することが求められています。これら大筋の方針については、本協会が創設当初より研究・確立してきた質保証の在り方に通じるものではありませんが、一方で学習成果（教学マネジメント指針の用語としては学修成果）という用語について、従前より文部科学省が使用してきた用語「学修目標、教育成果、到達目標」を使って説明するというレトリックによって、逆に理解を困難にさせているようにも見えます。そのため、評価員や評価校からも学習成果の取り扱いについてさまざまなご意見をいただくところです。しかし、教学マネジメント指針を読み解いても、学習成果に対する大意は変わるところではなく、今後これらは丁寧に説明していかな

くではないと考えております。

むすびに、ここ数年法令改正が行われ、コロナ禍という環境変化もあいまって、本協会のみならず、他の認証評価機関においても、指摘される事項としては法令や規則に反した運営に関する指摘が多いように見えます。しかし本来、認証評価は監査ではなく、教育の質保証について日常的に不断の見直しを行い、改善につなげ

ているか確認することが中心となるべきものがあります。短期大学認証評価委員会としましては、今後も法令遵守を大前提として、内部質保証の改善支援という目的に沿った評価を行い、認証評価を通じて、会員校のより前向きな発展に寄与するよう努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

基準協会の動き

組織

●評議員の選任について

6月16日開催の第12回評議員会において、辞任に伴う後任評議員の選考が行われ、次表の方が選任されました。

〈評議員 辞任〉

氏名	所属機関／職名
石永 正隆	山陽女子短期大学／学長
今野 雅裕	政策研究大学院大学／名誉教授

〈評議員 就任〉

氏名	所属機関／職名
森元 弘志	広島文化学園大学・広島文化学園短期大学／理事長

●理事の選任について

同評議員会において、理事の辞任に伴う後任理事の選考が行われ、次のとおり選任されました。

〈理事 辞任〉

氏名	所属機関／職名
福治 友英	大学・短期大学基準協会／事務局長

〈理事 就任〉

氏名	所属機関／職名
松ヶ迫和峰	大学・短期大学基準協会／事務局長

●委員の補充について

広報委員会及び調査研究委員会の委員の補充

について、次のとおり決定しました。

〈広報委員会 就任〉

氏名	所属機関／職名
麻生 尚寛	九州情報大学・山口短期大学／副理事長・副学長・専務理事
福井 就	大手前短期大学／学長補佐・法人本部長

〈調査研究委員会 就任〉

氏名	所属機関／職名
西内みなみ	桜の聖母短期大学／学長

大学の認証評価

●令和6年度大学認証評価の申込み

令和6年度大学認証評価は、6月1日付で評価の申込み案内を全国の私立大学へ送付し、7月31日を期限として受け付けを行った結果、5校から評価の申込みがありました。9月14日開催の理事会において、申込のあった5校を令和6年度の評価校として決定し、関係校へ通知しました。

●令和5年度大学認証評価 評価員研修会

令和5年度の大学認証評価（評価校6校）を実施するために評価員を対象に、7月18日に「令和5年度大学認証評価 評価員研修会」をオンラインにより開催しました。

令和5年度大学認証評価 評価員研修会内容

「大学認証評価及び内部質保証について」

麻生 隆史〔大学認証評価委員会 委員長〕

「基準別評価の考え方について」

川並 弘純〔大学認証評価委員会 副委員長〕

「財務諸表（計算書類）の見方について」

富永 和也〔大学認証評価委員会 委員〕

「評価員の役割と責任及び書面調査・訪問調査等の留意点について」

松ヶ迫和峰〔協会 事務局長〕

「評価作業の流れについて」

柳橋 雪男〔協会 総務課長〕



(令和5年度大学認証評価 評価員研修会)

●令和6年度大学認証評価説明会

国公立大学を対象に、8月25日に「令和6年度大学認証評価説明会」をオンラインにより開催しました。

令和6年度大学認証評価 説明会内容

「大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について」

志賀 啓一〔大学認証評価委員会 委員〕

「自己点検・評価報告書の作成等の留意点について」

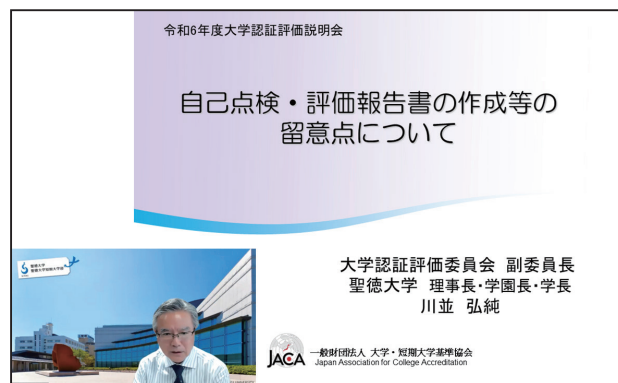
川並 弘純〔大学認証評価委員会 副委員長〕

「基礎データ等の作成及び事務的な留意事項について」

柳橋 雪男〔協会 総務課長〕

「訪問調査等の対応について」

松ヶ迫和峰〔協会 事務局長〕



(令和6年度大学認証評価説明会)

●令和5年度大学認証評価の訪問調査について

令和5年度大学認証評価の実施につきまして、各評価員は、6月末までに評価校から送付された自己点検・評価報告書等について書面調査を実施し、8月下旬から10月中旬の2日間において、評価チーム（4名）が評価校を訪問し面接調査や学内視察を行いました。

●今後の評価スケジュール（大学）

- 11月13日…大学認証評価委員会分科会Ⅰ
- 11月29日…大学認証評価委員会分科会Ⅱ
- 12月8日…大学認証評価委員会拡大会議
- 12月14日…理事会
- 12月15日…評価校へ機関別評価案の内示（予定）
- 1月15日…内示への異議・意見申立ての提出締切
- 2月上旬…認証評価審査委員会による審査（異議申立てがあった場合）
- 3月8日…理事会（令和5年度機関別評価の決定）、評価校への機関別評価結果の通知
- 3月下旬…評価結果の公表

短期大学の認証評価

●令和6年度短期大学認証評価の申込み

令和6年度短期大学認証評価は、6月12日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大

学へ送付し、7月31日を期限として受け付けを行った結果、37校から評価の申込みがありました。9月14日開催の理事会において、37校を令和6年度の評価校として決定し、関係校へ通知しました。

●令和5年度短期大学認証評価 評価員研修会

令和5年度の短期大学認証評価（評価校44校）を実施するための評価員を対象に、7月11日に「令和5年度短期大学認証評価 評価員研修会」をオンラインにより開催しました。

令和5年度短期大学認証評価 評価員研修会内容

「第3評価期間の短期大学認証評価及び内部質保証について」

志賀 啓一〔短期大学認証評価委員会 委員長〕

「基準別評価の考え方について」

加藤 真一〔短期大学認証評価委員会 副委員長〕

「財務諸表（計算書類）の見方について」

富永 和也〔短期大学認証評価委員会 委員〕

「書面調査・訪問調査の留意事項について」

松ヶ迫和峰〔協会 事務局長〕



（令和5年度短期大学認証評価 評価員研修会）

●令和6年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会

令和6年度に認証評価の申込みを行った短期大学の ALO（認証評価連絡調整責任者）及び関係者を対象（評価申込み校以外も対象）に、

8月23日に「令和6年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会」をオンラインにより開催しました。

令和6年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会内容

「短期大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について」

志賀 啓一〔短期大学認証評価委員会 委員長〕

「自己点検・評価報告書の作成等の留意点について」

加藤 真一〔短期大学認証評価委員会 副委員長〕

「事務的な留意事項について」

桜井 一江〔協会 事業課長〕

「提出書類、訪問調査等の留意事項について」

松ヶ迫和峰〔協会 事務局長〕



（令和6年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会）

●令和5年度短期大学認証評価の訪問調査について

令和5年度短期大学認証評価の実施につきまして、各評価員は、6月末までに評価校から送付された自己点検・評価報告書等について書面調査を実施し、8月下旬から10月中旬の2日間において、評価チーム（4名程度）が評価校を訪問し、面接調査や学内視察等を行いました。

●今後の評価スケジュール（短期大学）

- 11月 14～16日…短期大学認証評価委員会
分科会Ⅰ
- 11月 30日～12月 1日…短期大学認証評価
委員会分科会Ⅱ
- 12月 12日…短期大学認証評価委員会拡大
会議
- 12月 14日…理事会
- 12月 15日…評価校へ機関別評価案の内示
(予定)
- 1月 15日 … 内示への異議・意見申立ての
提出締切
- 2月上旬 … 認証評価審査委員会による審査
(異議申立てがあった場合)
- 3月 8日 … 理事会（令和5年度機関別評価
の決定）、評価校への機関別評
価結果の通知
- 3月下旬 … 評価結果の公表

事業報告・決算報告

- 5月 25日開催の第55回理事会及び6月 16
日開催の第12回評議員会において、令和4年
度の事業報告（案）及び決算報告書（案）が承
認されました。詳細は、本協会のウェブサイト
に掲載しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.jaca.or.jp/company/disclosure/>)

令和4年度事業報告

概要

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、大学認証評価を1大学実施し、評価の結果、当該大学は大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。また、短期大学認証評価を51短期大学実施し、評価の結果、51短期大学は短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。

評価に係る各種マニュアル等の点検・改善を図るとともに、令和5年度大学認証評価実施に向けて、大学評価基準等についての理解を深めるために、8月に大学認証評価説明会をオンラインにより開催しました。令和5年度短期大学認証評価 ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会を申込短期大学の ALO、関係者及び評価申込短期大学以外の ALO 等の参加を得てオンラインにより8月に開催しました。

短期大学が行う自己点検・相互評価活動の支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、情報提供を承諾した会員短期大学29校へ相互評価データを提供しました。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学の自己点検・評価活動や内部質保証に資するため、「短期大学卒業生調査（web調査）」を42校に実施しました。また、「短期大学生調査（Tandaiseichosa）」を、参加申込のあった70校に実施しました。調査結果は、令和5年3月下旬に公表しました。

本協会は会員制をとっており、令和4年度末現在の会員は大学9校、短期大学256校となっています。

令和4年度の事業の内容は次のとおりです。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての認証評価の実施

(1) 令和4年度大学認証評価の実施

令和4年度大学認証評価については、前年度の令和3年6月に全国公私立大学を対象に評価申込について案内するとともに、全私立大学に申込案内を送付し、7月末に締め切った結果、1校から評価の申込みがありました。

令和4年度の大学認証評価実施に先立ち、令和3年8月に全国公私立大学を対象に「大学認証評価説明会」を開催し、認証評価、実施体制及び実施方法等の説明を行いました。

大学認証評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから5名を選出し、「評価チーム」を編成しました。

評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、10月中旬に訪問調査を実施しました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、大学認証評価委員会へ提出しました。

大学認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たり1分科会を設け、11月15日の分科会Ⅰにおいて、評価チーム責任者との意見交換等を基に機関別評価原案作成にあたっての問題点等を検討し、11月30日の分科会Ⅱにおいて、分科会Ⅰにおける検討結果を踏まえ、機関別評価原案を作成しました。

12月9日の大学認証評価委員会拡大会議において、機関別評価案を作成しました。12月15日の理事会において、機関別評価案が承認され、12月16日に評価校へ通知（内示）しました。

令和5年1月16日までに評価校からの機関別評価案に対する異議及び意見申立てはなく、1月26日の大学認証評価委員会において、適格とする機関別評価案が承認されました。

2月17日の理事会において、機関別評価案を審議し、大学評価基準を満たしているものとして、令和4年度の評価校1校を適格と認定しました。

機関別評価結果を3月13日に評価校へ通知し、3月24日に公表するとともに文部科学大臣に報告しました。また、機関別評価結果報告書は、会員校、報道機関及び関係各方面に配布しました。

(2) 令和4年度短期大学認証評価の実施

令和4年度短期大学認証評価については、前年度の令和3年6月に全公私立短期大学へ評価申込案内を送付し、7月末に締め切った結果、51校から評価の申込みがありました。

令和4年度の短期大学認証評価実施に先立ち、令和3年8月に会員短期大学を対象に「令和4年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会」を開催し、前年度からの変更点等を中心に認証評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

短期大学認証評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから207名（待機評価員20名を含む）を選出し、評価校1校につき5名又は4名の「評価チーム」を編成しました。

評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、8月下旬から10月下旬までの間で評価校への訪問調査に代わるオンラインによる調査を実施しました。評価チームは、このオンラインによる調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、短期大学認証評価委員会へ提出しました。

短期大学認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たり11分科会を設け、11月15日～17日、12月1日及び2日の5日間にわたって短期大学認証評価委員会分科会を開催しました。11月16日及び17日の分科会Ⅰにおいて、評価チーム責任者との意見交換等を基に機関別評価原案作成にあたっての問題点等を検討し、12月1日及び2日の分科会Ⅱにおいて、分科会Ⅰにおける検討結果を踏まえ、機関別評価原案を作成しました。

12月12日の短期大学認証評価委員会拡大会議において、51短期大学の機関別評価案を作成しました。短期大学評価基準の一部を満たしていないと判断された評価校（28校）については、条件を付して改善を求め、その報告を待って判定を下すこととしました。

12月15日の理事会において、機関別評価案が承認され、12月16日に評価校へ通知（内示）しました。

令和5年1月16日までに評価校からの機関別評価案に対する意見申立てが8校から23件ありました。（異議申立てなし）意見申立てについては、1月26日、短期大学認証評価委員会において、その対応案が審議され、承認されました。2月2日に認証評価審査委員会が書面審議により開催され、短期大学認証評価委員会の意見申立てへの対応が報告されました。

令和5年1月26日、2月16日及び3月9日の短期大学認証評価委員会において、改善を求めている28校から提出された改善報告書等についての改善を確認し、適格とする機関別評価案が承認されました。

2月17日及び3月10日の理事会で改善を求めている28校の改善報告に関する短期大学認証評価委員会の取扱いが承認され、令和4年度の評価校51校すべてを適格と認定しました。

機関別評価結果は、3月13日に評価校へ通知し、3月24日の公表とともに文部科学大臣に報告しました。また、機関別評価結果報告書は、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

(3) 令和5年度大学認証評価の準備

令和5年度大学認証評価については、ウェブサイトにおいて募集案内を掲載するとともに、6月に全私立大学へ令和5年度大学認証評価実施要領及び評価の申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月15日の理事会において、私立大学6校を評価校として決定しました。

(4) 令和5年度短期大学認証評価の準備

令和5年度短期大学認証評価については、ウェブサイトにおいて募集案内を掲載するとともに、6月に全公私立短期大学へ令和5年度短期大学認証評価実施要領及び評価の申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月15日の理事会において、私立短期大学の44校を評価校として決定しました。

(5) 令和4年度大学認証評価の評価員研修会について

大学認証評価の実施にあたり、適正かつ公平な評価を行うため、7月19日に「令和4年度大学認証評価 評価員研修会」を評価員40名の参加を得てオンラインにより開催しました。

(6) 令和4年度短期大学認証評価の評価員研修会について

短期大学認証評価の実施にあたり、適正かつ公平な評価を行うため、7月8日に「令和4年度短期大学認証評価 評価員研修会」を評価員216名の参加を得てオンラインにより開催しました。

(7) 令和5年度大学認証評価説明会について

本協会の大学評価基準等についての理解を一層深めるため、8月23日に令和5年度大学認証評価申込大学のALO、関係者及び会員短期大学併設大学の関係者等、73名の参加を得て、「令和5年度大学認証評価説明会」をオンラインにより開催しました。

(8) 令和5年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会について

本協会の認証評価及び自己点検・評価活動等に対する理解を深めるため、8月26日に令和5

年度年短期大学度認証評価申込短期大学の ALO、関係者及び評価申込短期大学以外の ALO 等、174 件の参加を得て、「令和 5 年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会」をオンラインにより開催しました。

(9) その他認証評価に係る事業

令和 4 年度認証評価の評価員（大学認証評価評価員 5 名、短期大学認証評価評価員 206 名）に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝の証として評価員認定証を交付しました。

2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供しています。

4 月に相互評価実施に関する情報提供の調査を会員短期大学に対し実施し、6 月に情報提供を承諾した会員短期大学の 29 校へ「相互評価データ」を提供しました。

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

令和 4 年度は、地域総合科学科の適格認定の申請、達成度評価はありませんでした。

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

(1) 本年度から本協会の事業として実施している「短期大学卒業生調査（web 調査）」を、7 月～8 月にかけて実施しました。本調査は、会員短期大学 42 校、9,553 名の卒業生に依頼した結果、1,767 件の回答がありました。9 月下旬に各参加校のローデータを送付するとともに、ローデータを貼り付けることで各参加校の個別結果及び参加校全体との比較結果（グラフ・表）がシートごとに自動的に作成されるテンプレートも送付しました。令和 5 年 3 月下旬には、全体集計結果報告書を公表しました。

(2) 短期大学生調査（*Tandaiseichosa*）は、6 月に会員短期大学へ参加を募ったところ、70 校（申込人数 20,735 名）から参加申し込みがありました。調査の実施方法として「質問紙調査」、「web 調査」の方法を設けて実施しました。8 月下旬に参加校へ調査票、実施手引き等を送付し、9 月から 12 月初旬の間に調査を実施しました。令和 5 年 3 月下旬に、全体集計結果報告書を公表しました。

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) 認証評価結果報告書（CD）の刊行（再掲）

「令和 4 年度大学認証評価結果報告書（CD-R）」及び「令和 4 年度短期大学認証評価結果報告書（CD-R）」を各会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

(2) ニュースレターの発刊

本協会の広報委員会は、年 3 回会報「ニュースレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしました。令和 4 年度は第 93 号から第 95 号まで発刊し、バックナンバーを含め、本協会のウェブサイト（<https://www.jaca.or.jp/>）に掲載しました。

(3) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載

令和 4 年度に相互評価の報告のあった 3 組の成果をウェブサイトへ掲載しました。

- (4) 「短期大学学生に関する調査研究－2022 年調査全体集計結果報告」及び「短期大学卒業生に関する調査研究－2022 年調査全体集計結果報告」をウェブサイトへ掲載しました。

6. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 委員会委員の選任

令和5年3月31日で広報委員会委員の任期が満了となるため、令和5年2月の理事会において、次期委員候補者案が承認され、理事長から委員長が指名されました。

(2) 認証評価機関連絡協議会

認証評価機関 14 機関で組織する認証評価機関連絡協議会（第 26 回）が9月8日にウェブ開催され、文部科学省からの情報提供として、「認証評価制度に係る高等教育政策の近時の動向について」及び「大学設置基準等の改正について」の説明に続いて、「令和5年度認証評価機関連絡協議会評価担当者研修について」及び「認証評価機関連絡協議会ウェブサイトの改修について」が審議・了承されました。

また、令和5年3月6日に開催された同協議会（第 27 回）では、文部科学省からの情報提供として、「認証評価制度の改善・充実スケジュール（案）」及び「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」の説明に続いて、「認証評価機関連絡協議会における今後の検討課題について」審議が行われ、「令和5年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修について」、「認証評価機関連絡協議会ウェブサイトの改修について」は審議・了承されました。その後、各認証評価機関の状況等について意見交換が行われました。

(3) 認証評価制度に関する連絡会

機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構、一般財団法人大学教育質保証・評価センターと本協会の5機関で当番制により、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行いました。また、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告を受けています。令和4年度は、5月、9月及び令和5年1月の3回の開催がありました。

(4) 高等教育質保証学会

高等教育質保証学会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構、独立行政法人国立高等専門学校機構と本協会の5機関が2年ごとに交替で事務局となり運営しています。令和4年8月26日午前にオンラインにより評議員会が開催され、令和3年度事業活動及び決算報告並びに令和4年度事業計画案及び予算案が承認され、総会に提案することとなりました。同日午後にオンラインにより総会が開催され、評議員会から提案のあった議題を承認しました。その後、第11回大会がオンラインにより開催されました。

事業報告の附属明細書

1. 大学認証評価の実施

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、令和2年3月30日、文部科学大臣から大学の認証評価を行う認証評価機関として認証され、初めてとなる大学認証評価を令和4年度において1大学に対して実施した。

貸借対照表

令和5年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	75,582,205	76,680,692	△ 1,098,487
前払金	1,193,970	1,193,970	0
貯蔵品	38,106	31,220	6,886
仮払金	0	59,202	△ 59,202
流動資産合計	76,814,281	77,965,084	△ 1,150,803
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	18,950,402	17,445,159	1,505,243
減価償却引当資産	10,128,307	8,788,782	1,339,525
評価事業引当資産	199,000,000	171,000,000	28,000,000
特定資産合計	228,078,709	197,233,941	30,844,768
(3) その他の固定資産			
建物附属設備	34,697	69,390	△ 34,693
什器備品	1,938,043	2,883,333	△ 945,290
ソフトウェア	300,813	338,173	△ 37,360
保証金	7,920,000	7,920,000	0
その他の固定資産合計	10,193,553	11,210,896	△ 1,017,343
固定資産合計	338,272,262	308,444,837	29,827,425
資産合計	415,086,543	386,409,921	28,676,622
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,128,178	2,576,329	△ 448,151
預り金	354,755	376,835	△ 22,080
流動負債合計	2,482,933	2,953,164	△ 470,231
2. 固定負債			
退職給付引当金	18,950,402	17,445,159	1,505,243
固定負債合計	18,950,402	17,445,159	1,505,243
負債合計	21,433,335	20,398,323	1,035,012
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(209,128,307)	(179,788,782)	(29,339,525)
正味財産合計	393,653,208	366,011,598	27,641,610
負債及び正味財産合計	415,086,543	386,409,921	28,676,622

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,000]	[2,000]	[0]
特定資産運用益	[3,943]	[3,507]	[436]
受取会費	[66,654,100]	[70,521,600]	[△ 3,867,500]
事業収益	[79,090,000]	[70,070,000]	[9,020,000]
雑収益	[3,589,987]	[3,120,683]	[469,304]
経常収益計	149,340,030	143,717,790	5,622,240
(2) 経常費用			
事業費	[108,404,095]	[88,673,020]	[19,731,075]
管理費	[13,224,324]	[30,348,648]	[△ 17,124,324]
経常費用計	121,628,419	119,021,668	2,606,751
当期経常増減額	27,711,611	24,696,122	3,015,489
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	[1]	[1]	[0]
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	△ 1	△ 1	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	27,711,610	24,696,121	3,015,489
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	27,711,610	24,696,121	3,015,489
法人税、住民税及び事業税	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	27,641,610	24,696,121	2,945,489
一般正味財産期首残高	266,011,598	241,315,477	24,696,121
一般正味財産期末残高	293,653,208	266,011,598	27,641,610
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	393,653,208	366,011,598	27,641,610

(注) 前期の法人税、住民税及び事業額は、租税公課に含まれている。



論説 1

認証評価の成果

杉 本 龍 紀（釧路短期大学 学長）

自己点検・評価から認証評価へ

釧路短期大学は、令和4年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下、基準協会）による認証評価を受け、「適格」認定を頂きました。令和6年に創立60周年を迎える本学にとって、平成20年度（第1評価期間）、平成27年度（第2評価期間）に続いて、内部質保証を重要なポイントとする第3評価期間でも「適格」認定を頂いたことは、何よりの朗報でした。書面調査・オンライン調査他において本学の現状と課題に係る貴重なご指摘ご示唆をくださった評価員の皆様、認証評価を含め、様々なご指導を賜っている基準協会の皆様に、この場をお借りして、心よりお礼申し上げます。

周知のように、平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」における自己点検・評価の努力義務化の提言以降、自己点検・評価義務化、第三者評価努力義務化を経て、平成16年度には第三者（認証）評価義務化に至りました。

本学でも平成7年4月に学長を中心に自己点検評価委員会を設け、自己点検・評価活動を開始し、その結果を報告書として発刊しました。平成12年には委員会体制を刷新し、改めて自己点検・評価を全学的な活動と位置づけるとともに、毎年、自己点検・評価を行って報告書を作成・公表することとしました（平成14年度には、東京都所在の短期大学との相互評価を実施し、多くの知見と刺激を得ました）。

このように自己点検・評価の経験を多少は積

んでいたものの、直接のステークホルダー（学生、保護者、高等学校、就職・進学先、地域団体・組織）ではない他者（第三者）からの評価によって「適格」、「不適格」を判定されることには、小さからぬ不安を感じたものです。

認証評価から得たもの

それは杞憂でした。逆に、計3回の認証評価への取り組みは本学に様々な実りをもたらしました。

最大の成果は、本学の建学の精神等の確立、教育の体系的編成、学習成果の設定・測定・査定、学生支援体制の整備などが進んだことです。

ここでは説明を省きますが、本学の建学の精神は開学後の一時期を除き平成16年まで必ずしも明確ではなく、教育理念は定めてもいませんでした。その問題性は平成7年度から始めた自己点検・評価活動において認識され、学校法人を含めて数年にわたり議論したものの整理できないままでした。しかし、基準協会による認証評価が始まり、本学も初めての認証評価への準備を進めていた平成17年に、建学の精神「愛と奉仕」を学校法人として確認するとともに、短期大学部門では、教育理念を定め、さらに学科・専攻課程ごとの教育目的及び教育目標の明確化へと進みました。初めての認証評価への準備が、建学の精神その他の策定・確立を強く促したと言えるでしょう。

以後、平成27年に受けた第2評価期間の認証評価までの間に、いくつかの進展がありまし

た。一つは自己点検・評価の活動が、形式のみならず実質的にも全学的なものになったことです。教職員それぞれは所属する学科・専攻課程、事務部署、附属図書館の点検・評価を行うとともに、教職員全員がいずれかに配置される5つの常設委員会の委員として担当業務等の点検・評価も行います。短期大学全体の自己点検・評価は、全教職員が部署と委員会という二つの異なる立場から行う点検・評価を土台として、進むようになりました。さらに、この時期には、三つの方針の策定（平成22年/27年に全面改定）、その他の改善や新規の取り組みも進みましたが、評価基準に新しく盛り込まれた「学習成果」に係る事項は、意味理解と対応にずいぶん苦慮しました。

それまで学生たちの学びの成果は、なによりも単位修得、成績、そして卒業であり、さらに免許資格の取得や就職他の進路としても表現されるものと考えていました。これらは比較的単純な量的データとして、通常業務で日常的に作成しているもので、いつでも確認可能なものでした。

しかし、評価基準に示された「学習成果」には、本学の教育及び教育の評価のあり方を大きく変える力があるようでした。教授者（教員）が「何をどう教えるか」に力点を置くのではなく、学習者（学生）が学習を経て「何ができるようになるか（なったか）、何を知ることができるか（できたか）」という視点に立つ教育活動、学生を主語とする教育への転換が求められたからです。

そこで問われる学習成果は、単位を修得した、卒業した、免許を取得した……などとして示される直接に確認できる事実だけでは表現できないものでした。本学では比較的早い時期から、各科目のシラバスで示す「学生の到達目標」を、学生を主語にして記述するとしていました（〇

〇ができる、〇〇が身につくなど）。それらを分類のうえ総合することで科目の履修を経て学生が獲得できる学習成果の概要を明らかにできるとは言えるものの、科目別の到達目標を合算・整理したものが学習成果そのものと言えるわけではなく、また、学習成果は科目履修で獲得できるものに限られるわけでもありません。学習成果の設定は大変複雑で難しいものでした。

加えて、学習成果は、建学の精神－教育理念－（学科・専攻課程ごとの）教育目的－教育目標－ディプロマ・ポリシー〔卒業：学習成果獲得〕－カリキュラム・ポリシー〔学習成果獲得可能な教育課程編成〕－アドミッション・ポリシー〔学習成果を獲得するにふさわしい入学者の受け入れ〕という教育の体系を貫く鍵であるため、学習成果の設定、測定・可視化・査定手法の整備は教育の体系的編成と実施の観点からも、極めて重要な作業でした。

残念ながら、平成27年度に受けた2回目の認証評価の段階では、本学の学習成果の設定、測定・可視化・査定の手法などは、まだまだ部分的・断片的で未熟なものでした。

それから7年。このたびの認証評価を迎えるまでの間、学習成果の設定・測定・査定もずいぶん進みました。策定したアセスメント・ポリシーに基づいて、学習成果測定を多時期化・多面化させるとともに、可視化や査定の手法などを含めて定期的に点検・評価を行い、必要な場合に修正・変更し、ときに三つの方針の改定も行ってきました。

総定員200名の小規模短期大学の本学にとって、認証評価用の自己点検・評価報告書作成と大量の根拠資料の整理・準備は、かなりの重荷だったことは否めません。しかし、3回の認証評価を通じて、自ら編成・実施してきた教育を直視し、教育活動のあり方、教育に関わる視点などを時代が求めるあり方へと改めていく必要

性を認識するとともに、そのための知見と教育活動の改善を継続する意思を学内で共有し、かつ行動するのが日常になったこと、これらも認証評価から得た大きな成果の一つです。

【当】たり前の短期大学であること

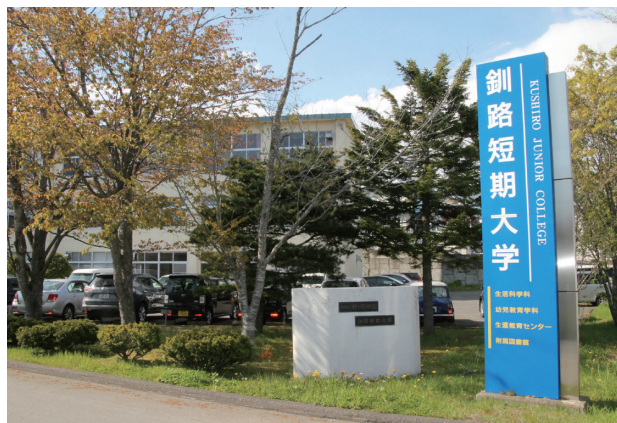
釧路短期大学の学科編成は、生活科学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）と幼児教育学科という、短期大学ではかつてよくあったパターンです。若年人口の減少や進学行動の変化を踏まえて、学科・専攻課程の改編等をいくつか検討したものの、いまだ旧来のパターンを続けています。高等教育機関が極めて少なく、若年人口の流出が続く北海道東部の釧路根室圏に唯一の短期大学として、いわば最大公約数的な学科編成を維持してきました。近年は、「人口の地域循環」の形成、すなわち地元からの学生を受け入れ、良好な学習成果を獲得させて、地域に貢献し創生する人材としてお返し続けることが使命だと自負しています。

その使命を担うには、本学は地域の人々が不安を感じるような短期大学であってはなりません。この国のこの時代の短期大学として、当然

になすべきことをなし、当然に備えるべきものを備えた“当たり前”の短期大学として社会的に認められることが必要です。このたび「適格」認定は、そのことを示すものと受け止めています。

評価結果を頂いて約半年。主体と客体が同一である自己点検・評価の限界は、第三者による認証評価によって補われ、ときに越えられ、それが次の自己点検・評価を高めると考えます。

次は、本学が自己点検・評価を高めるのだと自身に言い聞かせているところです。



（釧路短期大学 校舎）

論説 2



ALOを経験して

長 田 信 彦（有明教育芸術短期大学 副学長）

はじめに

私が本学に赴任したのは令和2年4月です。着任と同時にALOを拝命しました。認証評価を令和4年に控え、ALOとはどのような職務であるのか、どこから取り掛かればよいのか、そこからがスタートでした。とにかく令和3年度の自己点検・評価報告書の作成を目指し、自分が所属していない令和元年度、さらに令和2年度の報告書の作成に携わっていきました。そしていよいよ令和3年度の自己点検・評価報告書の作成に入る時に、大きな課題に直面しました。

認証評価を前にして

「本学の建学の精神はこれでよいのか？三つの方針と繋がっているのか！」令和3年度の教授会で学長から発せられた言葉でした。次年度に控えた認証評価を受ける準備に入ろうとするこの時期に、短期大学の根幹にも関わる重大な課題が浮かび上がりました。

本来、本学が開学した平成21年に定められた建学の精神、その後平成28年に芸術教養学科が廃科され、子ども教育学科の単科となったその時期に、「教育と芸術の融合」というキャッチコピー的な言葉が一人歩きをはじめ、いつの間にかこれが本学の建学の精神のようになっていったのでありました。次年度の認証評価を受けるにあたり、この大きな課題を、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・

ポリシー）と共にその整合性から見直し、本学の歴史も紐解きながら再構築していくことになりました。

本来この時期にこの作業に入ることは避けたいところですが、認証評価というこの機会に全教職員の力を合わせて取り組み、

「学園の建学の精神である『愛と和と誠実』は、初代学園長三浦泰先生がこよなく愛したことです。

人を思いやること、相手を大切にし協力し合おうこと、偽りのないことを求めるもので、三浦学園全体で継承されています。本学はこの『愛と和と誠実』を受け、学則にもあるように豊かな人間性と国際社会に即応できる独創性を備え、教育力や教養を身につけた人材の育成を目指し、人々の生活の充実、発展に寄与することを目的としています。」と、しっかりと明確に定めることができました。

この作業と並行して、全教職員の叡智を集めた協働のもと、令和3年度の自己点検・評価報告書を作り上げていきました。

評価チームによるオンライン調査

評価チームによる訪問調査は、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の蔓延により、Zoomを使ったオンライン調査となりました。

理事長の挨拶の後、最初に学長より本学の建学の精神について、その経緯等詳しく説明をさせていただき、評価員の皆様よりご理解をいただき、調査に入っていました。

さて、本学の特色である、学生と教員・事務

職員の距離の近さや校舎の明るさ、周辺環境の良さ、また、幼児保育や教育、小学校教諭を目指す学生たちの生き生きと学ぶ姿を直に見ただけのことを楽しみにしていた私たちは、それならばと Zoom による調査の場の設定について工夫することにしました。

評価員の皆様に会議室に超広角（16mm）レンズのカメラを設置して、正面から本学教職員の対応の様子や動きが伝わるようにしました。また、説明者専用のパソコンを定位置に設置し発信者がすぐ分かるようにすると共に、評価員の皆様が私たちと直接向き合っているように、会議室正面に大型スクリーンを用意し、評価員の皆様をプロジェクタで大きく投映させていただきました。私としては、この設定で評価員の皆様と私たちが直接対面しているような雰囲気になり、距離も縮まり、本学の今後の在り方について貴重なご意見や考えを沢山頂けたと考えています。本学学生への聞き取りでも、終わった後の学生の「とっても素敵で、優しく楽しい先生方でした。お褒めいただきました。」との声が評価員の先生方のピア・レビューそのものであると感じ入りました。

最後に理事長より評価員の先生方に心より感謝を申し上げて、オンライン調査を終えました。

A LO を経験して

私は公立小学校の校長を経て大学の教員となった実務家教員です。大学や短期大学のことをよく分かっていなかった私にとって、このALOの経験と短期大学認証評価を受けた体験は、教育の質の保証をはじめ沢山のことを学ぶ機会ともなりました。また、本学の組織やその在り方、方向性を学ぶことにもなりました。この貴重な経験を今後の職責にも生かしていきたいと考えています。



(有明教育芸術短期大学 校舎)

編集後記

【Our Team】

ラグビーワールドカップがフランスで開催されましたね。今回はラグビー日本代表が2023ラグビーワールドカップのチームスローガンとして掲げている「Our Team」について注目していきたいと思います。Our Teamという言葉に「一人ひとりがチームを引っ張る意識を持つ。そうすることでチームは強くなっていく」という思いが込められているそうです。

Our Teamのスローガンは、大学・短期大学基準協会が掲げている認証評価そのものではないかと私は考えています。大学・短期大学基準協会が掲げている「学習成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）とPDCA」を回すためには、教職員だけでなく、学生や卒業生、地域住民などのステークホルダーと一緒にPDCAサイクルを回すことが求められています。一緒にPDCAサイクルを回す一員として、評価員がいるのではないかと。大学・短期大学基準協会が、Our Teamになって、大学・短期大学を強くするための認証評価機関になることを目指していきます。（T・H）

編集・発行

一般財団法人 大学・短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11
第2星光ビル6階
Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954
E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp
URL: <https://www.jaca.or.jp/>